

憲法改正の条件とは？

国民投票で過半数の賛成



安倍晋三首相は憲法改正の条件を変えようとしている。うだけど、どうということなんだろう。

憲法96条は衆議院と参議院の両院で議員3分の2以上が賛成して改正案を決定し、国民投票で過半数が賛成したとき、改正できるとしている。

国民の行動などを制限する法律は両院の過半数の賛成で成立しますが、憲法は国民の名で政府や国会などの権力機





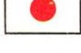
関を制限したり、人権を守らせたりしている。きびしい条件を付けて権力側が都合よく改正できないようになっています。

米国は国会の上院、下院がそれぞれ議員の3分の2以上の賛成などで憲法改正案を出し、50州のうち4分の3以上の州議会が賛成しないと改正できません。ドイツの憲法に当たる基本法改正も、国会の連邦議会と州の代表でつくる連邦参議院でそれぞれ議員3分の2以上の同意が必要です。

韓国は、国会議員の3分の2以上と国民投票での過半数の賛成が憲法改正の条件です。

安倍首相は憲法の大幅な改正を目指し、まず両院議員の過半数の賛成で改正案を決定できるようにしたいと考えている。イタリアは国会の過半数で憲法改正案を決定できます。外国の例は2010年に出た国会図書館のレポートから引用しました。

憲法改正の条件

	国会議員の賛成	国民投票
米国 	両院で3分の2以上	なし (4分の3以上の州議会の賛成必要)
ドイツ 	両院で3分の2以上	なし
韓国 	3分の2以上(一院制)	過半数の賛成 (有権者50万人などの要求で実施)
イタリア 	過半数で2回	
日本 	両院で3分の2以上	過半数の賛成

(監修 細野敦弁護士)